

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
51件(R4~R6)
発生しています。

北:丸太町通
東:西小路通
南:高辻通
西:天神川通
で囲んだエリア
です。

花園・山ノ内エリア

手配書

このエリアに出没する妖怪
赤信号車
特徴:赤信号を絶対に守らない。
車が来ていないのに止まる必要
ない!という。!



信号無視に該当します。

【選定理由】
駅や大型商業施設、高校・大学
等が所在し、自転車利用者が多
く、過去には自転車の重大事故
が発生している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね!

花園・山ノ内エリアを
走行される方へ



このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視: 信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車
事故(人身事故)が
25件(R4~R6)
発生しています。

北:三条通
東:西土居通
南:高辻通
西:佐井西通
で囲んだエリア
です。

西院エリア

手配書



酒酔い運転に該当します。

このエリアに出没する妖怪
千鳥漣ぎ
特徴:常に酒を飲んでおり、酒を
飲むために生きている妖怪。酔った
もん勝ちようが口癖で、千鳥足に
なるほどべろべろに酔っ払いながら
自転車を漕ぐ。

【選定理由】

駅に向かう自転車利用者が多く、
昼夜を問わず自転車事故が発生
している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね!

西院エリアを
走行される方へ

このエリアは右京区で一番、飲食店が多い地域です。

- ① 自転車は車両です。お酒を飲んだ後に自転車を運転することは、法律で禁止されています。
- ② お酒を飲むと、車両の運転に必要な「注意力・判断能力・操作能力」が低下し、重大な交通事故に繋がるおそれがあります!



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
11件(R4~R5)
発生しています。

五条西小路交差点
を中心に半径
500mで囲んだエ
リアです。

五条西小路交差点
を中心に半径
500mで囲んだエ
リアです。

手配書



遮断踏切立入り
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
急鬼(ひやぎ)
特徴:一時停止の標識も、
しゃ断機が下り始めた踏切も、
急いでるんや」と叫びながら、
止まらず突っ切る。

【選定理由】

大型商業施設があり、
自転車利用者も多く自
転車事故が多発してい
る。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



五条西小路周辺エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
16件(R4~R6)
発生しています。

梅津段町交差点を
中心に半径500m
で囲んだエリアです。

梅津ハニール

手配書



赤信号無視

このエリアに出没する妖怪
特徴: 赤信号を絶対に守らない。
車が来ているのに止まる必要な
のに止まらない。

【選定理由】
通勤・通学の自転車利
用者が多く、自転車事故
が多発している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！

梅津エリアを
走行される方へ



このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。